

2026年4月1日

東京都港区愛宕二丁目5番1号
NANOホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 松村 淳

東京都港区愛宕二丁目5番1号
NANO MRNA株式会社
代表取締役社長 秋永 士朗

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

NANOホールディングス株式会社（以下「新設分割会社」といいます。）は、2025年10月8日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、新設分割会社が展開する創薬に係る事業に関して有する権利義務を、新たに設立するNANO MRNA株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関する、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2026年4月1日

2. 新設分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第209条第2号及び第3号）

(1) 新設分割の差止請求

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続

本新設分割において、新設分割会社は、新設会社に承継される債務について重畳的債務引受をしており、新設会社に対して債務の履行を請求することができない債権者がいないため、債権者の異議に関する手続は実施していません。

3. 新設会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、2026年4月1日をもって、新設分割会社から本新設分割計画書に定める創薬に係る事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。本新設分割により新設会社が承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

承継した資産の額（概算）：385百万円

承継した負債の額（概算）：267百万円

4. その他本新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

該当事項はありません。

以上